

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する 法律案要綱

1 歳費及び期末手当の減額支給

この法律の施行の日から平成28年12月31日（同日までに衆議院の解散があった場合は、当該解散があった月の末日）までの間、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当の額を、3割（現行2割）削減すること。

2 施行期日

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。